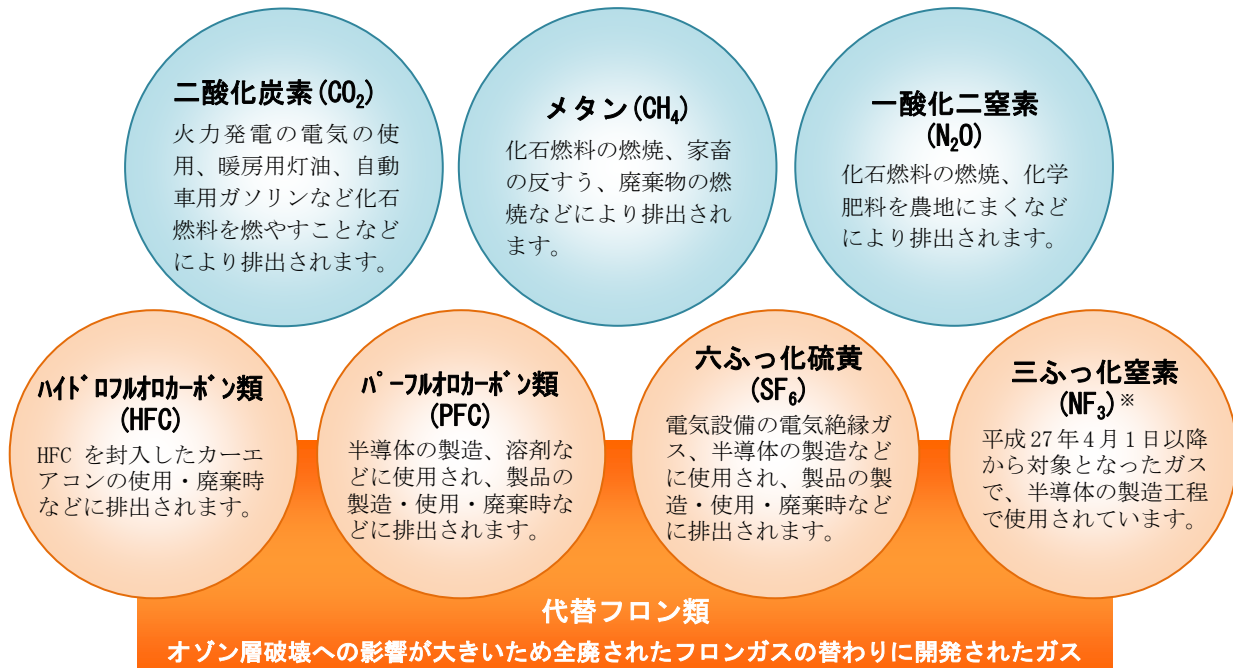


## 第2節 区域施策編（市域全体の温室効果ガス削減に向けた取組）

### （1）対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律と同様、市域内の人の活動によって排出される以下の7種類とします。



※ 三ふっ化窒素については、状況をみながら、今後把握していくものとします。

### （2）削減目標

#### （2）-1 目標とする基準年度の設定

本計画では、短期、中期、長期の3つの目標年度を設定します。

時期	目標年度	基準年度
短期目標	2022年度 (平成34年度)	本市域から排出される温室効果ガスが適切に把握できる最新年度及び2015年7月、国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、 <b>基準年度を2013年度</b> （平成25年度）とします。
中期目標	2030年度 (平成42年度)	
長期目標	2050年度 (平成62年度)	

「基準年度」を決めることで、目標年度までに、どのくらい温室効果ガスを削減していくのか、目標を明確にすることができるよ。

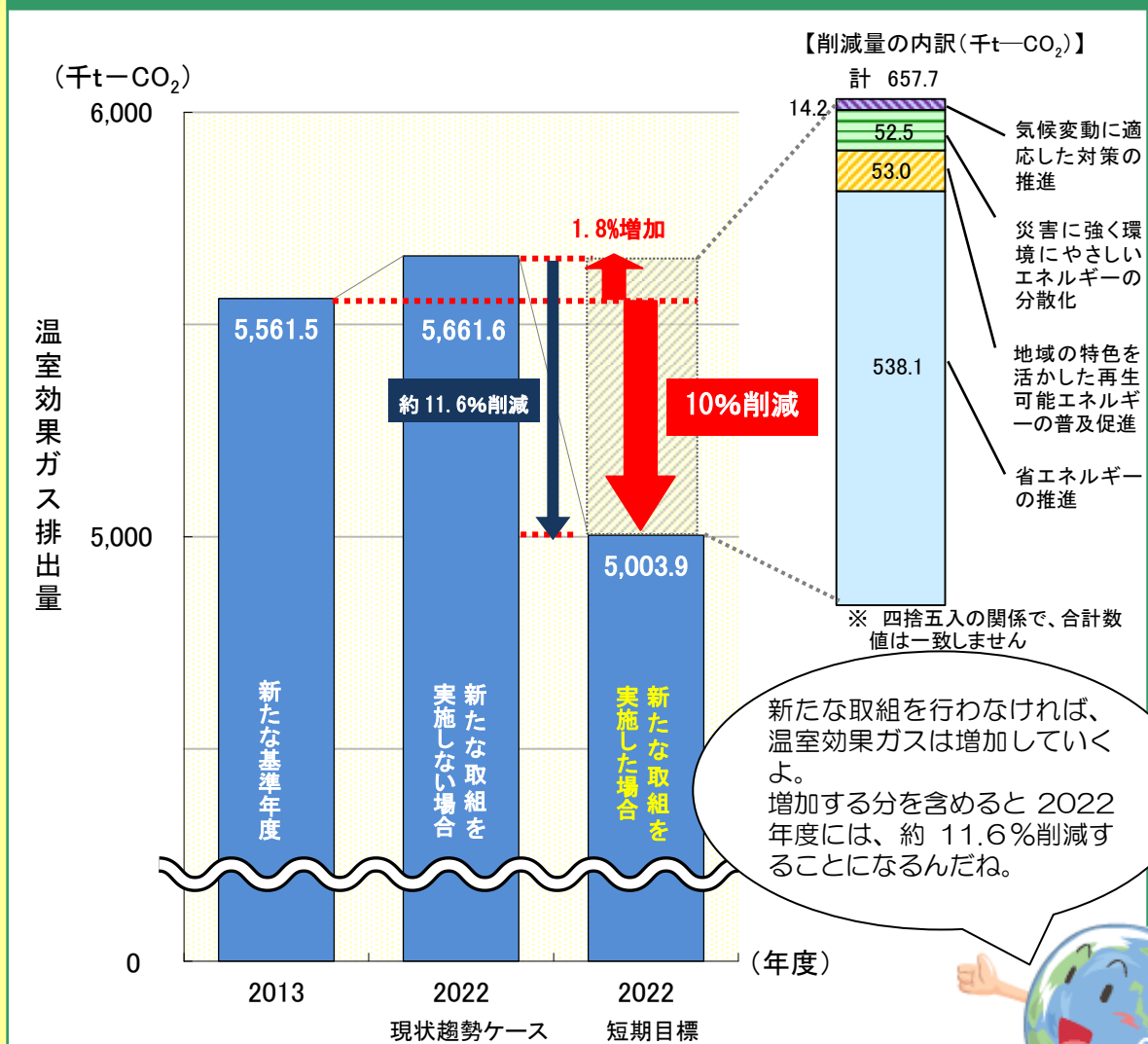


## (2) -2 将来推計及び短期目標 (2022年度)

### ◆将来推計・短期目標◆

- ◆新たな取組を行わない場合、**2022年度**には、**市域から排出される温室効果ガスの量は**2013年度より**1.8%増加**すると推計されます。
- ◆本計画では、基本方針及び基本目標に基づき、**市民、事業者、行政が一体となって新たな取組を推進**し、温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいきます。
- ◆特に本市は、全国と比べ、**家庭、運輸関係の部門**からの温室効果ガスの排出量が多いことから、この部門に**重点**をおき、**短期目標**を設定しています。

2022年度の市域から発生する温室効果ガスの量を、  
基準年度(2013年度)に対して「10%削減」します。

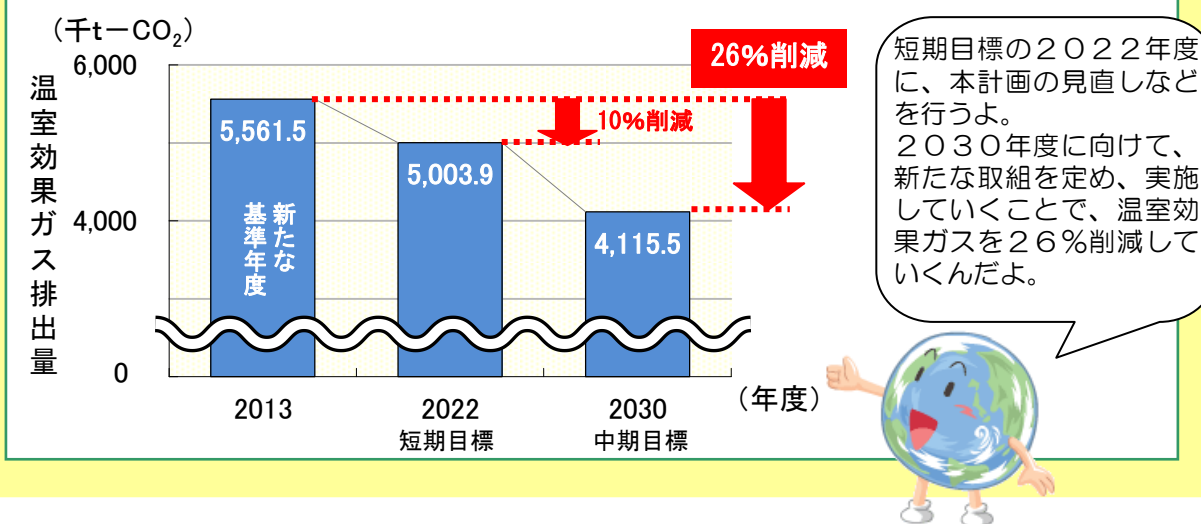


## (2) -3 中期目標 (2030 年度)

### ◆中期目標◆

◆中期目標は、国が2015年7月に国連に提出した「日本の約束草案」に基づく削減量を踏まえ設定しています。

2030年度の市域から発生する温室効果ガスの量を、  
基準年度(2013年度)に対して「26%削減」します。

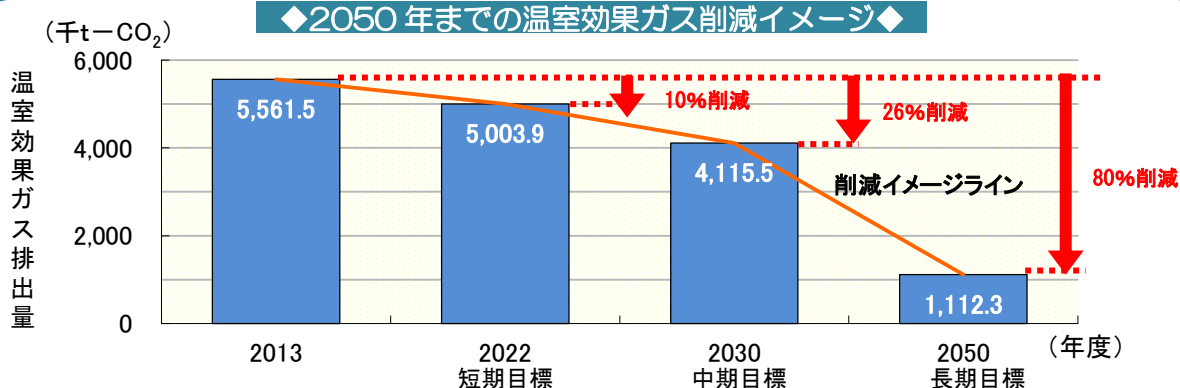


## (2) -4 長期目標 (2050 年度)

### ◆長期目標◆

◆本計画の長期目標は、国の長期目標にあわせ、以下のとおりとします。

2050年度の市域から発生する温室効果ガスの量を、  
基準年度(2013年度)に対して「80%削減」します。



### (3) 対策・施策

#### ◆ 対策・施策の考え方 ◆

◆温室効果ガスを減らすためには、**市民、事業者、行政の各主体が、それぞれの役割を認識**するとともに、その**役割に応じた取組を積極的に実施**していく必要があります。

◆ここでは、**各主体の役割を明確**にするとともに、**各主体が今後取り組むべき具体的な対策の内容を提示**します。

#### 各主体の役割の明確化

#### 各主体の具体的な取組

#### ■ 「市民」「事業者」「行政」の役割

基本目標を実現するために、必要となる**各主体の具体的な取組内容**を定めます。次頁へ

### 市 民

- 一人一人が消費者市民として、地球温暖化と自らの生活とのかかわりについて理解を深めます。
- 地球温暖化対策を呼びかけるイベント、学習会などに積極的に参加します。
- 温室効果ガスを減らすための省エネルギー行動の実践や省エネルギー・再生可能エネルギーなどの設備を積極的に導入します。
- 事業者や行政が実施する地球温暖化対策に協力します。

### 事 業 者

- ◆各事業者は、地球温暖化と事業活動のかかわりについて理解を深めます。
- ◆地球温暖化対策を呼びかけるイベント、学習会などに積極的に参加します。
- ◆温室効果ガスを減らすための省エネルギー行動の実践や省エネルギー・再生可能エネルギーなどの設備を積極的に導入します。
- ◆市民や行政と連携した地球温暖化対策を実施します。

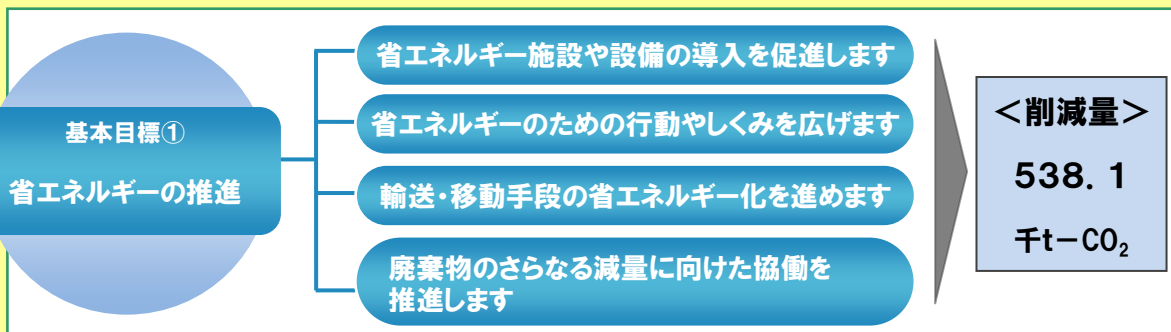
### 行 政

- 市民や事業者の皆さんの理解を深めるため、積極的な情報発信を行います。
- 地球温暖化対策を呼びかけるイベント、学習会などを開催するための体制を整備します。
- 市民や事業者の皆さんの省エネルギー行動の実践や省エネルギー・再生可能エネルギーなどの設備導入を支援します。
- 市役所自らも事業者として、省エネルギー行動の実践と省エネルギー・再生可能エネルギーなどの設備を導入します。

## 基本目標① 省エネルギーの推進

### ◆ 各主体の取組の考え方 ◆

- ◆本市は、全国と比べ家庭からの温室効果ガスの排出量の割合が高いことから、「省エネルギー施設や設備の導入」、「省エネルギーのための行動」などの取組を、重点的に実施します。
- ◆運輸部門については、温室効果ガス排出量の割合が高いことから、「自転車利用の促進」などの取組を重点的に実施します。
- ◆これらの取組を各主体が積極的に推進することにより、2022年度の市域から排出される温室効果ガスの量を2013年度から**538.1千t-CO<sub>2</sub>削減**することを目指します。



## ■各主体の取組

### ◆市民・事業者の取組内容◆

		市民	事業者
省エネルギー施設や設備の導入促進	◆高効率型設備を積極的に導入します。 家庭向け：ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、LED・Hf照明など 業務向け：高効率型空調・給湯機、業務用冷蔵・冷凍庫、LED・Hf照明など	●	●
	◆HEMS(住宅エネルギー管理システム)、BEMS(ビルエネルギー管理システム)や省エネナビなどのエネルギーの「見える化」を推進します。	●	●
	◆トップランナー家電、業務機器を積極的に導入します。	●	●
	◆法規制や届出制度を通じて、環境へ配慮した建築物を検討します。	●	●
	◆製造業における省エネルギー対策を推進します。		●
	◆省エネルギー設備の技術開発・販売を促進します。		●
	◆建築物設計段階で省エネルギー設備の導入を積極的に提案します。		●
	◆農業におけるビニールハウスなどの施設設備などの省エネルギー対策を推進します。		●
省エネルギーのための行動などの実施	◆「エコライフチェックシート」に基づき省エネルギー行動を実施します。 共通：冷暖房の適正な設定温度、無駄な消費電力量の削減、節水など	●	●
	◆省エネ診断やESCO事業の導入により、家庭や事業所全体の省エネルギー化を推進します。	●	●
	◆省エネルギー型製品の開発、製造、販売を促進します。		●
	◆エコアクション21などの環境マネジメントシステムを取得します。		●
	◆環境負荷の少ない商品を選択します。	●	●

◆市民・事業者の取組内容◆		市民	事業者
輸送・移動手段の省エネルギー化	◆公共交通機関や自転車、徒歩での移動を心がけます。	●	●
	◆低燃費車（次世代自動車など）の購入を推進します。	●	●
	◆エコドライブを実施します。 共通：アイドリングストップ、急発進・急加速をしない運転、燃費計・エコドライブ支援機器の設置など	●	●
	◆BDF やバイオエタノールなどのバイオマス燃料の利用を促進します。		●
	◆自動車による貨物輸送を鉄道や船舶利用に切り替えるモーダルシフトを推進します。		●
	◆荷主と物流事業者の共同の取組、共同配送による積載率の向上など、運用面での対策により輸送の効率化を図ります。		●
廃棄物のさらなる減量	◆家庭や事業所でのごみの減量を実施します。 家庭：4Rへの協力、マイバッグなどの持参、詰め替え製品の購入、家庭用生ごみ処理機器の活用など 事業者：4Rへの協力、ごみにならない製品開発、梱包・販売方法の構築など	●	●

### ◆行政の取組内容◆

- ◆省エネルギーを推進するための啓発・支援を拡充します。
- ◆国や県など各種団体の補助制度を活用できるよう積極的に情報を発信します。
- ◆エコアクション21などの環境マネジメントシステムの取得を支援します。
- ◆環境マネジメントシステムを取得した中小企業などに対する支援を実施します。
- ◆公共交通機関の積極的利用や自転車利用の促進のために必要となる施設整備を推進します。
- ◆幹線道路などの渋滞対策に取り組みます（渋滞緩和による温室効果ガスの排出量削減）。
- ◆エコドライブを啓発するための講習会などを実施します。
- ◆静岡版「もったいない運動」を推進します。

## 省エネルギーを実施すれば、家計にも役立ちます！



◆外の気温が 31℃の時、冷房の設定温度を **27℃→28℃** に設定した場合  
年間で電気 30.24kWh の省エネ → **約 820 円の節約** (CO<sub>2</sub> 削減量 17.2 kg-CO<sub>2</sub>)



◆**白熱電球** (54W) → **LED ライト** (9W) に取り換えた場合  
年間で電気 89.20kWh の省エネ → **約 2,410 円の節約** (CO<sub>2</sub> 削減量 50.8 kg-CO<sub>2</sub>)

資料：「家庭の省エネ徹底ガイド (2015.3)」(経済産業省 資源エネルギー庁 HP より)

## 基本目標② 地域の特色を活かした再生可能エネルギーの普及促進

### ◆ 各主体の取組の考え方 ◆

- ◆本市は、全国と比較し**家庭や事業所からの温室効果ガスの排出量の割合が高い**ことから、「再生可能エネルギーの導入」に係る取組を重点的に実施します。
- ◆これらの取組を各主体が積極的に推進することにより、2022年度の市域から排出される温室効果ガスの量を2013年度から**53.0千t-CO<sub>2</sub>削減**することを目指します。

基本目標②  
地域の特色を活かした  
再生可能エネルギーの  
普及促進

再生可能エネルギー設備の導入を  
促進します

再生可能エネルギーを地域おこしや  
環境教育に活用します

<削減量>

53.0

千t-CO<sub>2</sub>

### ■各主体の取組

#### ◆市民・事業者の取組内容◆

		市民	事業者
再生可能エネルギー設備の導入	◆太陽光発電施設、太陽熱システム、地中熱ヒートポンプ、小型風力発電施設など、家庭・事業所で活用できる再生可能エネルギー設備などを導入します	●	●
	◆再生可能エネルギー設備を設置するための寄附などに協力します。	●	●
	◆間伐材など、木質バイオマス資源を積極的に利用します。		●
	◆農林水産物関連の廃棄物、食品・畜産廃棄物の肥料化など、廃棄物系のバイオマス資源を積極的に利用します。		●
	◆建築物設計段階で再生可能エネルギー導入を積極的に提案します。		●
	◆再生可能エネルギー設備の技術開発、販売を促進します。		●
	◆廃棄物発電などの発電や熱供給に利用するための施設・設備の整備を検討します。		●
	◆BDF やバイオエタノールなどのバイオマス燃料の利用を促進します。		●
	◆植物油のBDF化を推進します。		●
再生可能エネルギーの活用	◆大規模な再生可能エネルギー設備の設置を検討します。		●
	◆小水力発電に関心を持ち、地域の活性化事業へ積極的に参加します。	●	●
	◆行政と連携し、再生可能エネルギーの普及啓発のための学習会などを実施します。		●

#### ◆行政の取組内容◆

- ◆市民、事業者の再生可能エネルギー設備の導入を促すため、中山間地域における取組を支援します。
- ◆事業者と連携し、再生可能エネルギーの普及啓発のための学習会を実施します。
- ◆国、県など各種団体の補助制度を活用できるよう積極的に情報を発信します。
- ◆市域内の再生可能エネルギー設備を一体的に見学できるようなルートを情報発信します。
- ◆寄附による新エネルギー設備の設置に関する事業を拡大するための検討を行います。
- ◆静岡県地球温暖化防止活動推進センターや民間事業者と連携した普及啓発活動を行います。

## 基本目標③ 災害に強く環境にやさしいエネルギーの分散化

### ◆ 各主体の取組の考え方 ◆

- ◆災害に強く環境にやさしいまちづくりを推進するため、分散型エネルギーとして期待される「燃料電池や蓄電池などの導入」に係る取組を重点的に実施します。
- ◆本市は、全国と比べ運輸部門からの温室効果ガスの排出量の割合が高いことから、「次世代自動車の導入」などの取組を重点的に実施します。
- ◆これらの取組を各主体が積極的に推進することにより、2022年度の市域から排出される温室効果ガスの量を2013年度から**52.5千t-CO<sub>2</sub>削減**することを目指します。

基本目標③  
災害に強く  
環境にやさしい  
エネルギーの分散化

低炭素なまちづくりを推進します

次世代自動車を普及拡大します

<削減量>

52.5  
千t-CO<sub>2</sub>

### ■各主体の取組

#### ◆市民・事業者の取組内容◆

		市民	事業者
低炭素のまちづくり	◆「スマートハウス」の導入を検討します。	●	
	◆「防災スマート街区」の整備を検討します。		●
	◆家庭用、事業用燃料電池や蓄電池などの機器を導入します。	●	●
	◆水素に対する理解を深めるとともに、スマートコミュニティ実証などへ協力します。	●	●
	◆ガスコージェネレーションの導入を検討します。	●	●
	◆水素タウンの促進に関する技術開発を行います。		●
次世代自動車の普及拡大	◆次世代自動車の導入を検討します。 共通：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車など	●	●
	◆店舗などの敷地内に、電気自動車の充電設備を導入します。		●
	◆次世代自動車に関する技術開発を行います。		●

#### ◆行政の取組内容◆

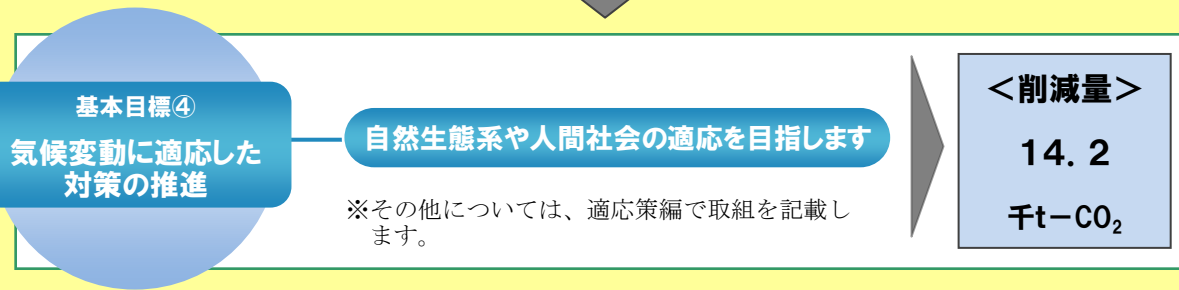
- ◆事業者と連携し、「スマートハウス」の普及や「防災スマート街区」の整備を促進します。
- ◆静岡市立地適正化計画に基づき、コンパクトなまちづくりを推進します。
- ◆低炭素な建築物について認定を行い、「スマートハウス」などの普及を促進します。
- ◆幹線道路などの渋滞対策を実施し、渋滞緩和による温室効果ガス排出量を削減します。
- ◆LRTを含む新たな公共交通体系の構築を交通事業者などと連携し検討します。
- ◆店舗などの敷地内に、電気自動車の充電設備を導入促進します。
- ◆事業者と連携し、水素ステーションを核とした水素の活用や、複合料金（電気・ガス、水素）サービスメニューについて検討します。
- ◆事業者と連携し、CEMSを用いたエネルギーマネジメントシステムの構築を検討します。



## 基本目標④ 気候変動に適応した対策の推進

### ◆ 各主体の取組の考え方 ◆

- ◆ここでは、適応策の推進を図るとともに、温室効果ガスを減らす取組について定めます。
- ◆この取組を各主体が積極的に推進することにより、2022年度の市域から排出される温室効果ガスの量を2013年度から**14.2千t-CO<sub>2</sub>削減**することを目指します。



## ■各主体の取組

### ◆市民・事業者の取組内容◆

		市民	事業者
森林整備の促進	◆森林整備事業へ協力します。	●	●
	◆市産材の利用を推進します。	●	●
	◆行政と連携した森林整備を推進します。	●	●
緑化の推進	◆各家庭で生垣や花づくりなどの緑化を推進します。	●	
	◆事業所の敷地内や店舗などの緑化を推進します。		●

### ◆行政の取組内容◆

- ◆市民、事業者などの協力のもと森林整備を実施します。
- ◆国や県と連携した治山事業を実施します。
- ◆市産材活用を促進するための事業を実施します。
- ◆公園・緑地・海岸沿いの市有林の維持保全、道路緑化などを推進します。

## 森林整備により様々な効果がもたらされます！

### 緩和策(温室効果ガスの吸収)

植物には二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を吸収し、酸素を排出する性質があります。  
この性質を利用し、大気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の量を削減していくため、森林整備を促進していくことが必要です。

【CO<sub>2</sub>の吸収】

※適切な森林整備は、森林の健全な育成を促し、より多くの二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を吸収することになります。



### 適応策(気候変動による影響への対応)

森林や緑地は、さまざまな生物の生息地となっており、森林整備を行うことで、これらの環境を保全することができます。

【生息環境の保全】

また、森林には、地盤を強くしたり、時間をかけて雨水を流す能力などがあり、災害対策にもつながります。



コラム